

令和8年度三重県小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修のご案内

1 研修の目的

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者となる者が、利用登録者に関する指定居宅サービス若しくは指定介護予防サービス等の利用に係る計画又は小規模多機能型居宅介護計画、看護小規模多機能型居宅介護計画又は介護予防小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な、当該サービスに係る「基準の正しい理解」「適切なサービスの提供」「利用計画作成演習」などの必要な知識・技術を身につけることをねらいとしています。

2 実施主体

三重県（なお、研修の実施については一般社団法人明慎福祉会へ委託しています。）

3 研修の対象者

指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている者であって、認知症介護実践研修における実践者研修（旧 痴呆介護実務者研修基礎課程を含む）を修了している者で、事業所所在地の保険者が推薦する方。（過去に本研修を未受講の者に限ります。）

※なお、上記事業所の計画作成担当者となるためには本研修を修了するだけでなく、介護支援専門員の資格を取得している事が条件となります（ただし、サテライト事業所において計画作成業務を行う方は介護支援専門員の資格未取得でも業務を行う事はできますが、本体事業所における業務を行うことはできません）。

4 研修の内容及び日程（別添カリキュラム参照）

講義 令和8年12月22日（火）9時50分～16時20分（受付9時30分～）
12月23日（水）10時00分～16時30分（受付9時45分～）

5 講義会場 津市一身田上津部田1234番地

三重県総合文化センター 男女共同参画棟2階 セミナー室B

（公共交通機関をご利用ください。やむを得ず自家用車をご利用の場合は、できる限り乗り合わせをお願いします。駐車場に限りがあります。）

6 定員 30名程度

7 申込方法

事業所代表者の方は、所在地の保険者（市町介護保険担当課・介護保険広域連合）へ別紙受講申込書により対象者を推薦ください。

※必ず保険者の指定する締切日を厳守願います。

※申込のない方の受講はできません。

※受講申込書には実践者研修修了証書の写し及び介護支援専門員証の写し（該当者のみ）も添付してください。

8 受講決定

受講決定通知を令和8年11月20日（金）までに、長寿介護課から受講申込書に記載された受講決定通知および修了証書送付先に発送いたします。なお、申込者が多数の

場合は、保険者と協議のうえ決定します。

9 受講料 3,800 円

県が受講決定者に受講決定通知に併せて送付する「小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修受講申請書」に受講料を三重県収入証紙で貼付のうえ、県長寿介護課まで提出してください。（郵送可：令和8年12月4日（金）必着）

※受講料（3,800 円）については、いかなる理由があっても、返金できませんのでご了承ください。また、期日までに提出がない場合は受講ができませんのでご了承ください。

10 事前レポートの提出について

受講申請書の提出に併せて、1,000 字程度のレポートを提出していただきます。テーマは別紙「受講申込書」をご確認ください。また、レポートは必ず受講対象者が作成してください。（郵送可：令和8年12月4日（金）必着）

11 事業所代表者及び受講者の方へ

- ・ 必ず全課程に参加できる方を推薦してください。
- ・ 研修に支障または他の受講者に迷惑となる行為を行なった方は、退室または修了を認めない場合があります。
なお、欠席・遅刻があった場合、修了証書は交付されませんが、公共交通機関の遅延による遅刻の場合は対応を検討しますので、必ず遅延証明書の交付を受けてください。
- ・ 研修中は携帯電話の電源をお切りいただくか、マナーモードにさせていただきます。受講生への連絡等は緊急時を除き、休憩時間等に行なっていただくようお願いいたします。
- ・ やむを得ず受講を辞退または欠席する場合は、事業所代表者の方から辞退届、欠席届を提出してください。
- ・ 食事は各自でご用意ください。昼休みは1時間程度しかありませんのでご注意ください。
- ・ 研修修了1ヶ月後に、研修の効果を確認するとともに今後の研修運営に役立てるため、修了後の自己評価及び修了後の変化について200字以上のレポートを提出していただきます。

12 ご注意

この研修は平成24年3月16日付け厚生労働省老健局計画課長通知「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に規定する厚生労働大臣が定める者及び研修」に規定する研修です。

なお、計画作成担当者に就任するためには本研修を修了するだけでなく、介護支援専門員の資格を取得している事が条件となります（ただし、サテライト事業所において計画作成業務を行う方は介護支援専門員の資格未取得でも業務を行う事はできますが、本体事業所における業務を行うことはできません）。

（問い合わせ先）

〒514-8570 津市広明町13番地
三重県医療保健部長寿介護課
地域包括ケア推進班 山出
電話 059-224-3327